

の10に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。この条において同じ。)

については、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年松江市条例第39号)第8条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務(職員の給与に関する条例第21条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。

2・3 略

(業務量管理・健康確保措置)

第6条 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第7条 略

附 則

1～3 略

(教職調整額に関する経過措置)

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3

の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員_____

_____については、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年松江市条例第39号)第8条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務(職員の給与に関する条例第21条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。

2・3 略

第6条 略

附 則

1～3 略

条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第6条を第7条とし、第5条の次に1条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。